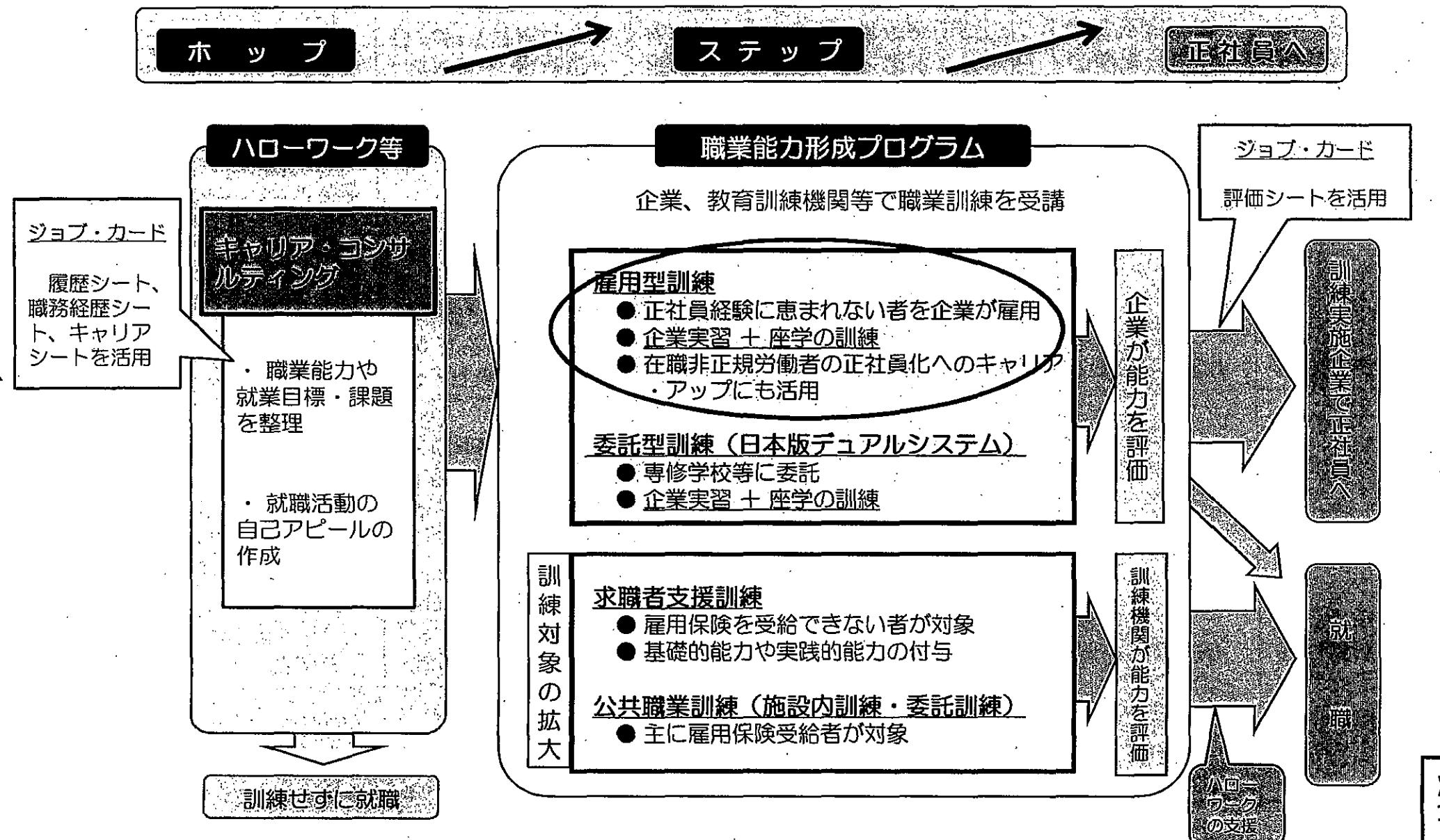


## ジョブ・カード制度の活用による就職促進の流れ



# ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練	公共職業訓練			求職者支援 訓練	
	有期実習型訓練	実践型人材養成 システム	委託型訓練 <small>日本版デュアルシステム</small>	離職者訓練		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーター等の正社員経験が少ない方</li> <li>・新規学卒者</li> <li>・自社内のパート等の非正規労働者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者を主とした15歳以上40歳未満の方 →「15歳以上45歳未満」へ要件を緩和</li> <li>・自社内のパート等の非正規労働者 (正社員転換する場合に限る)</li> </ul>	実践的な職業能力の習得が必要な求職者の方	雇用保険を受給できる方	高等学校卒業者等	雇用保険を受給できない方
総訓練時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合は1年まで可。トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月)</li> <li>・OJTは総訓練時間の2割以上8割以下(訓練修了後に正社員となることが決まっている場合は1割以上9割以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月以上2年以下</li> <li>・OJTは総訓練時間の2割以上8割以下</li> </ul>	標準4ヶ月(委託訓練活用型:座学先行コースの場合) 等	3ヶ月から1年	1年または2年	3ヶ月から6ヶ月
位置づけ	フリーター等の正社員経験の少ない方に実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。	計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	民間教育訓練機関等が主体となり、実践的な職業能力を付与。	公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等において、再就職に必要な知識及び技能を習得させるための訓練。	公共職業能力開発施設において技能労働者の育成を図るため、長期間の訓練を実施。	民間の教育訓練機関等を活用し、基礎的能力から実践的能力までを習得するための訓練。